

令和6年度経費基準表

令和5年10月2日
公益財団法人車両競技公益資金記念財団

大科目：事業費

中科目	小科目	内容	限度額	具体的な支出の例示
研究費	消耗品費	使用可能期間が1年未満の物品又は取得価額が10万円未満の什器備品	研究費用予算額の50%以内	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア ※バージョンアップを含む 図書、書籍 ※年間購読料を含む パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等、USBメモリ等備品 実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 当該支出費用の振込手数料
	機械整備費 * 初年度限定	物品1個（台）あたりの取得価額が10万円以上の物品		<ul style="list-style-type: none"> 顕微鏡、光学電子カメラ、遠心分離機等の実験機器 パソコン、記憶装置等の備品 当該支出費用の振込手数料
	外注費	データ解析等の外部委託料	<ul style="list-style-type: none"> データ解析等の外部委託 当該支出費用の振込手数料 機械装置、備品の操作・保守（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 当該支出費用の振込手数料 実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負代金 当該支出費用の振込手数料 論文の英訳、校正（校閲）の業務請負代金及び原著論文の投稿料金 研究課題の結果及び成果に関する翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）※レビュー論文は対象としない。 当該支出費用の振込手数料 	
		機械装置、備品の操作・保守等の業務請負		
		実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負代金		
論文の英訳、校正（校閲）の業務請負代金及び原著論文の投稿料金				
人件費・謝金	本助成事業に従事する者の労働契約に基づき雇用した者の賃金	<ul style="list-style-type: none"> ※2年目・3年目の人件費・謝金は原則として前年度の当該費目の交付決定予算額を上限とする。 ポストドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 他機関からの出向研究員の経費等 リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント 研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書等 当該支出費用の振込手数料 		
	個人の専門的知見、技術による役務提供への謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> (所得税法が定義する謝金に基づく) 個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿の査読・校正（外国語等）等） データ・資料整理等の役務の提供への謝金（個人に対する委嘱） 翻訳の謝金（個人に対する委嘱） 被験者の謝金等 当該支出費用の振込手数料 		
旅費	旅費	<p>旅費に関わる以下の経費</p> <p>①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の国内の出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当を含む。</p> <p>②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内の出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当）</p> <p>* 旅費の算定にあたっては、所属機関の旅費規程等によるものとする。</p> <p>* 旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。</p>	助成金総額の8%以内	<p>(旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする)</p> <p>①業務・事業を実施するにあたり代表研究者及び共同研究者間の打合せの移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）</p> <p>②当該研究課題に係る学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。</p> <p>* 海外旅費は対象外</p> <p>* 旅費のキャンセル料（財団がやむを得ない事情であると認めた場合に限る）を含む。</p> <p>* 「旅行雑費」とは、「空港使用料」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。</p> <p>当該支出費用の振込手数料</p>
事務諸費	事務諸費	当該研究を実施に付帯する事務経費であって、次に掲げるもの	助成金総額の5%以内	<p>(実験機器修理費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 修理する実験機器は研究課題の遂行に係る機器であること 当該支出費用の振込手数料
		当該研究事業に直接必要な会議費（茶菓・弁当、会場借上料、器材借上料）		<p>(会議費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該研究事業に直接必要な会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く） 当該支出費用の振込手数料
		コピー代金、通信費用、郵便料金、宅配便代		<p>(通信運搬費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話料、ファクシミリ料 インターネット使用料 宅配便代 郵便料等 当該支出費用の振込手数料
		所属機関に対する管理費		

【予算の流用について】

注1) 細則5. 予算の変更又は流用は中科目を超えて流用する場合とする。

注2) 機械整備費の限度額を超えて、他の小科目から機械整備費に予算流用する場合とする。